

公告第1062号

任意継続被保険者の標準報酬月額について、健康保険法第47条第2項の規定により、平均標準報酬月額を下記のとおり公告する。

記

1. 平均標準報酬月額（令和4年9月30日現在）

339,003円

2. 標準報酬の基礎となる報酬月額及び適用年月日

① 上限標準報酬月額 340千円

② 適用年月日 自：令和5年4月1日

至：令和6年3月31日

令和4年10月1日

愛知県農協健康保険組合

理事長 長谷川 浩敏



以上